確認しましょう!!

電気さくの正しい設置方法

「電気さく」とは?

- 田畑や牧場などで、高圧の電流による電気刺激によって、野生動物の侵入や家畜の脱出を防止する「さく」のことです。
- 「電気さく」は、人に対する危険防止のために、電気事業法で設置方法が定められています。

「電気さく」を設置する際の主な注意点

家庭用電源から直接、電気さくに電気を供給させることは絶対に行わないでください。

人や家畜を死傷させる事故につながるおそれがあります。

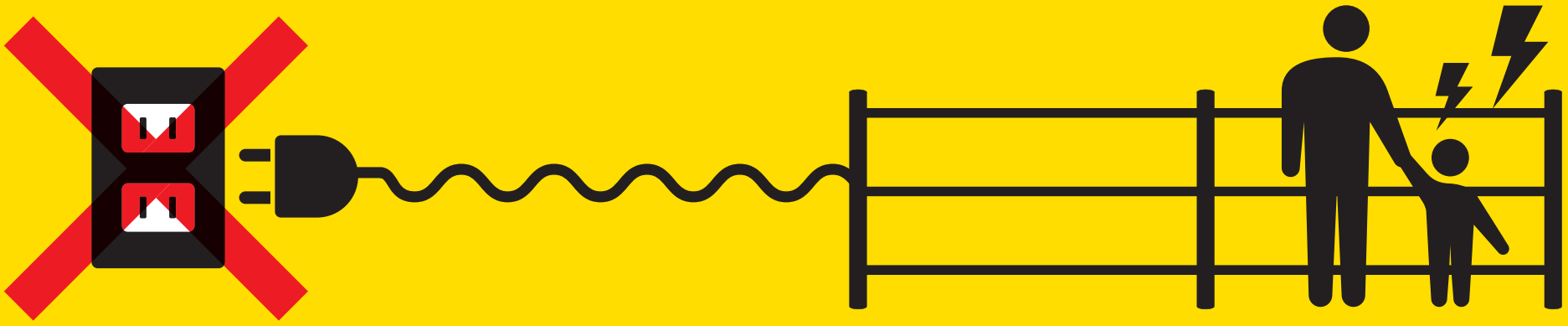

漏電遮断器の設置

電気さくを公道沿いなどの人が容易に立ち入る場所に設置する場合で、30ボルト以上の電源(家庭のコンセントなど)から電気を供給するときは、漏電による危険を防止するために、漏電遮断器を設置する必要があります。

電気さく用電源装置の使用

電気さくに電気を供給する場合は、感電により人に危険を及ぼすおそれのないように、出力電流が制限される電気さく用電源装置を用いる必要があります。

開閉器(スイッチ)の設置

電気さくに電気を供給する回路には、電気さくの事故等の際に、容易に電源から開放できるように、開閉器(スイッチ)を設置する必要があります。　※電源装置本体に付属されており、容易に操作できる場合、外部に追加する必要はありません。

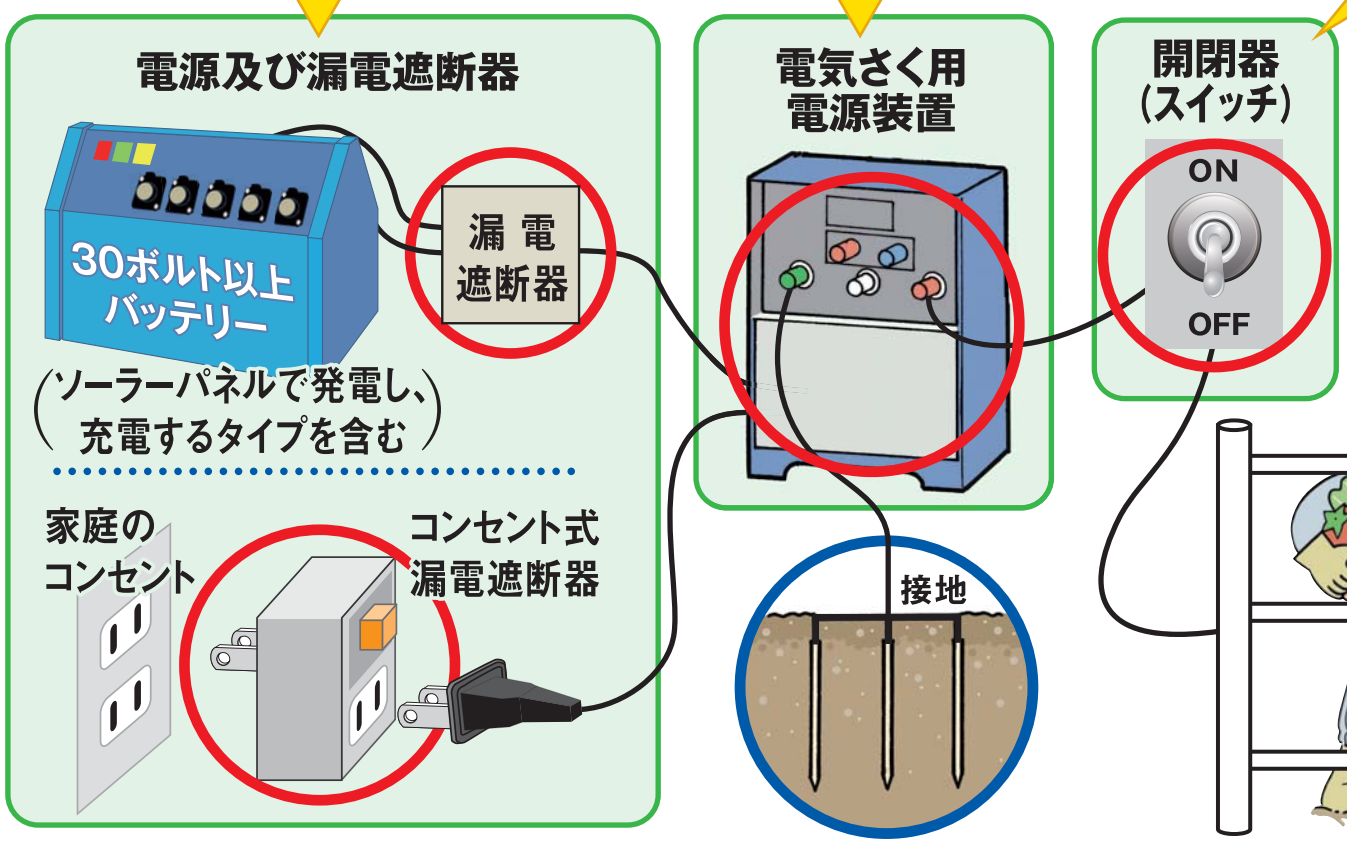

危険である旨の表示

電気さくを設置する場合は、人が見やすいように、適当な位置や間隔、見やすい文字で危険である旨の表示を行うことが必要です。

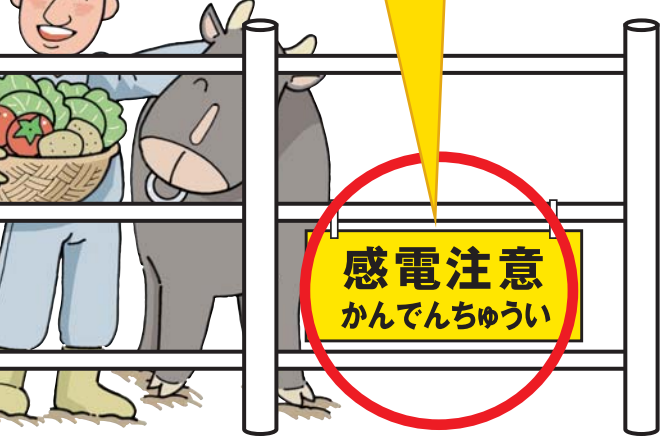

電気さくの設置方法については、お近くの経済産業省の産業保安監督部等までお問い合わせ下さい。

北海道産業保安監督部	(011-709-1795)
関東東北産業保安監督部東北支部	(022-221-4947)
関東東北産業保安監督部	(048-600-0386)
中部近畿産業保安監督部	(052-951-2817)
北陸産業保安監督署	(076-432-5580)
中部近畿産業保安監督部近畿支部	(06-6966-6056)
中国四国産業保安監督部	(082-224-5742)
中国四国産業保安監督部四国支部	(087-811-8585)
九州産業保安監督部	(092-482-5519)
那覇産業保安監督事務所	(098-866-6474)

経済産業省 Ministry of Economy, Trade and Industry

経済産業省 商務流通保安グループ 電力安全課
〒100-8986　東京都千代田区霞が関1丁目3番1号
TEL：03-3501-1742　FAX：03-3580-8486

MAFF 農林水産省

農林水産省 生産局 農業環境対策課 鳥獣災害対策室
〒100-8950　東京都千代田区霞が関1丁目2番1号
TEL：03-3591-4958　FAX：03-3502-0869

JEFC 日本電気さく協議会

日本電気さく協議会
HP：http://www.nihondenkisakukyogikai.org/

(平成27年8月作成)

「電気さく」の設置に関するQ&A

Q. 「電気さく」は自由に設置できますか?

A. 電気さくは、田畑や牧場などで、野生動物の侵入や家畜の脱出を防止する場合に限り設置できます。設置に際しては、前ページの「電気さくを設置する際の主な注意点」を守る必要があります。

Q. 「電気さく」の設置の際に守らなければならない基準は何ですか?

A. 電気さくは、電気事業法で設置方法が定められており、満たさなければならない主な基準は以下の通りです。

①危険である旨の表示をすること。
②出力電流が制限される電気さく用電源装置を使用すること。
③漏電遮断器を設置すること。
④開閉器(スイッチ)を設置すること。

Q. 「電気さく」の設置方法に関する問い合わせ先はどこですか?

A. 電気さくの設置方法については、以下のとおり、お近くの経済産業省の産業保安監督部等までお問い合わせ下さい。

北海道産業保安監督部	(011-709-1795)
関東東北産業保安監督部東北支部	(022-221-4947)
関東東北産業保安監督部	(048-600-0386)
中部近畿産業保安監督部	(052-951-2817)
北陸産業保安監督署	(076-432-5580)
中部近畿産業保安監督部近畿支部	(06-6966-6056)
中国四国産業保安監督部	(082-224-5742)
中国四国産業保安監督部四国支部	(087-811-8585)
九州産業保安監督部	(092-482-5519)
那覇産業保安監督事務所	(098-866-6474)

このパンフレットに関するお問い合わせ先

経済産業省 商務流通保安グループ 電力安全課
〒100-8986 東京都千代田区霞が関1丁目3番1号
TEL:03-3501-1742 FAX:03-3580-8486

鳥獣被害対策全般に関するお問い合わせ先

農林水産省 生産局 農業環境対策課 鳥獣災害対策室
〒100-8950 東京都千代田区霞が関1丁目2番1号
TEL:03-3591-4958 FAX:03-3502-0869

電気さく用電源装置に関するお問い合わせ先

日本電気さく協議会 HP:http://www.nihondenkisakukyogikai.org/

R100
この印刷物は古紙配合率100%再生紙を使用しています。

経済産業省
Ministry of Economy, Trade and Industry

MAFF
農林水産省

JEFC
日本電気さく協議会

電気さくの正しい設置方法

平成27年8月

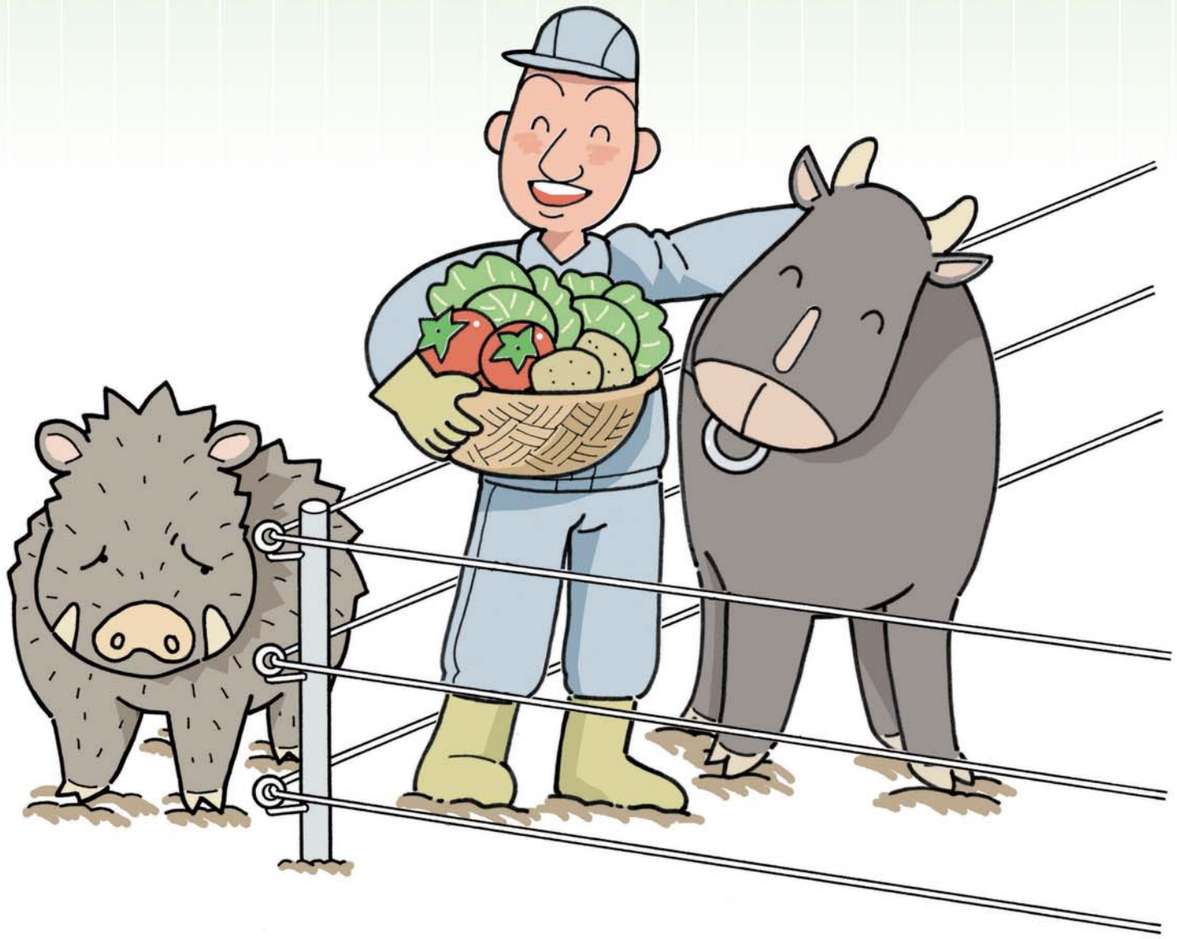

「電気さく」とは？

●田畑や牧場などで、高圧の電流による電気刺激によって、野生動物の侵入や家畜の脱出を防止する「さく」のことです。

●「電気さく」は、人に対する危険防止のために、電気事業法で設置方法が定められています。

「電気さく」を設置する際の主な注意点

家庭用電源から直接、電気さくに電気を供給させることは絶対に行わないでください。

人や家畜を死傷させる事故につながるおそれがあります。

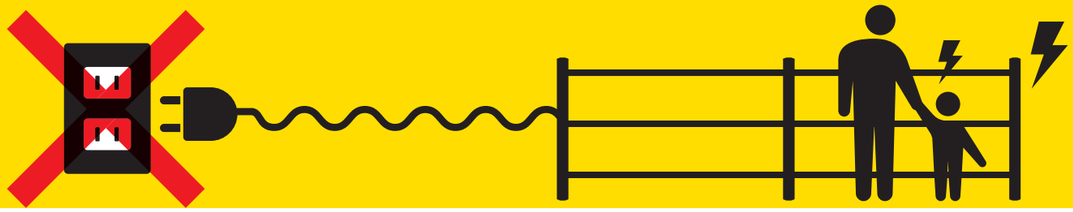

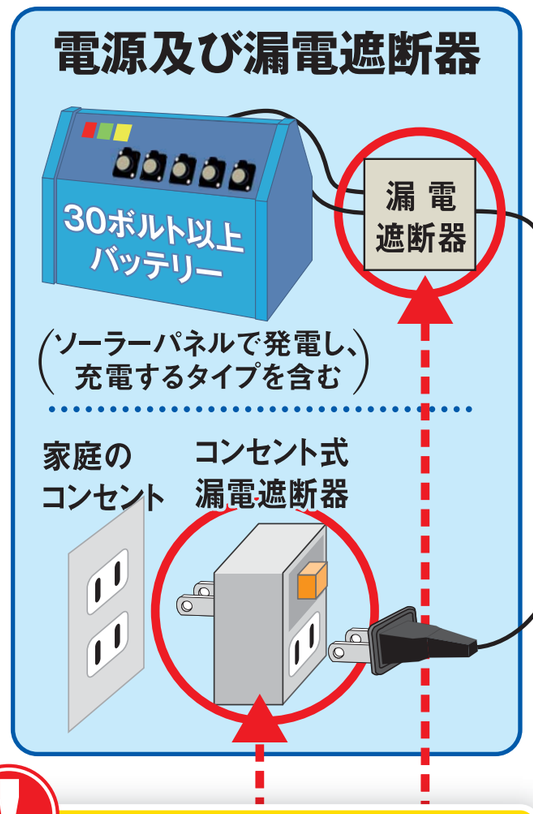

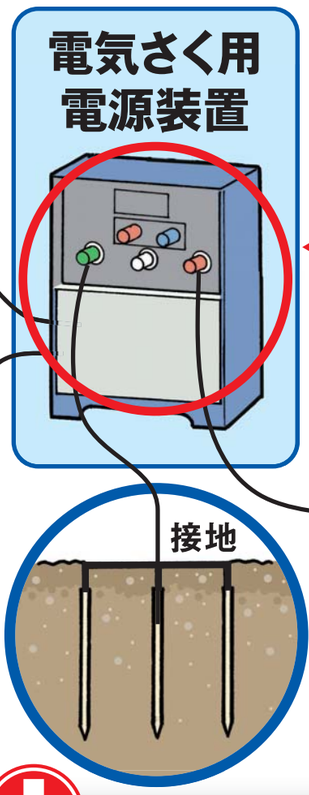

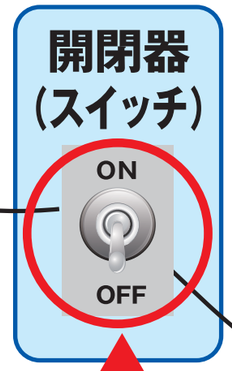

電気さく用電源装置の使用

電気さくに電気を供給する場合は、感電により人に危険を及ぼすおそれのないように、出力電流が制限される電気さく用電源装置を用いる必要があります。

漏電遮断器の設置

電気さくを公道沿いなどの人が容易に立ち入る場所に設置する場合で、30ボルト以上の電源（家庭のコンセントなど）から電気を供給するときは、漏電による危険を防止するために、漏電遮断器を設置する必要があります。

開閉器（スイッチ）の設置

電気さくに電気を供給する回路には、電気さくの事故等の際に、容易に電源から開放できるように、開閉器（スイッチ）を設置する必要があります。

※電源装置本体に付属されており、容易に操作できる場合、外部に追加する必要はありません。

危険である旨の表示

電気さくを設置する場合は、人が見やすいように、適当な位置や間隔、見やすい文字で危険である旨の表示を行うことが必要です。